

京都市 避難行動要支援者に係る **個**別避難計画 作成の手引 【作成者用】

～ 命を守る計画づくり ～

令和4年7月
京都市

目 次

1 はじめに	1
2 「個別避難計画」について	2
(1)「個別避難計画」とは	2
(2)「個別避難計画」の作成対象者	2
(3)「個別避難計画」に記載する事項、様式	3
3 「個別避難計画」の作成	4
(1) 計画作成対象者の抽出と事前準備	5
(2) 対象者への制度説明、作成への同意確認	8
(3)「個別避難計画」の作成	10
(4)「個別避難計画」の共有	15
(5)「個別避難計画」の管理	17
(6)「個別避難計画」の更新	18
4 災害時の避難について	19
5 Q & A	25
(参考1) 災害対策基本法（抄）	32
(参考2) 京都市個別避難計画作成事業実施要綱等	34
(参考3) 個別避難計画の作成に関する事前説明について	38
(参考4) 個別避難計画作成等の意向確認書	39
(参考5) 備蓄品・災害時持ち出し品リスト	40
(参考6) 令和4年度先行実施地域等	41
本手引に関するお問い合わせ先	42

1 はじめに

近年、頻発する豪雨災害において、高齢者や障害者に被害が集中したり、避難が適切に行われなかつた事例があつたこと等を受け、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者一人ひとりにあつた「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。

本市においては、災害発生時の避難行動に特に支援を要する方（以下「避難行動要支援者」と言います。）の「心身の状況」やお住まいの「ハザードの状況」を勘案し、避難行動要支援者の中でも、特に災害時において支援が必要な方を「優先度が高い方」として、福祉専門職の方の御協力をいただきながら、重点的に個別避難計画の作成に取り組みます。

計画作成の優先度が高い方については、言い換えれば、災害時において支援が必要な程度が高い方となります。そういう方の場合は、例えば、医療的なケアが必要な方等、必ずしも地域の避難場所への避難だけでなく、御自宅の備蓄物資を充実させることによる在宅避難や、御自宅の中での垂直避難等が命を守る最善の行動になる場合もあります。

一人ひとりの実情に即した個別避難計画の作成を通して、日頃から、御本人や家族も含めて、災害に備えた行動を考えていただき、災害時の実効性のある避難に繋げていただけるよう、取組を進めていきたいと考えています。

2 「個別避難計画」について

(1) 「個別避難計画」とは

避難行動要支援者一人ひとりの状況にあわせた、避難時の配慮事項や避難先、必要な支援等を記載した計画が「個別避難計画」です。

京都市では、今後、いつ発生するとも限らない、地震や台風・大雨による風水害等に備え、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害者等の「避難行動要支援者」を登録した「京都市避難行動要支援者名簿」を作成し、災害発生時には、各地域の避難所運営協議会等に提供する他、災害発生時のスムーズな避難支援等を行うために、日頃から、避難行動要支援者に関する情報（地域への情報提供に不同意の意思を示した方を除く）をお住まいの地域で共有し、見守り活動等を通じて顔の見える関係づくりを進めています。

京都市では、個別避難計画の作成については、計画作成の優先度の高い方を定め、それの方について、居宅介護支援事業所（高齢者）、指定特定相談支援事業所（障害者）と連携して取り組みます。

(2) 「個別避難計画」の作成対象者

京都市では、令和元年度から、単身の重度障害者を対象に一部地域でモデル的に実施していましたが、令和4年度から、要介護度や障害の支援区分の程度が高く、災害リスクの高い地域にお住まいの方について、居宅介護支援事業所（高齢者）、指定特定相談支援事業所（障害者）の福祉専門職（ケアマネジャー等）の協力を得て、個別避難計画の作成に取り組みます。

個別避難計画を作成する対象者は、「京都市避難行動要支援者名簿」に登載されている方で、計画作成に同意した方です。

ア ケアマネジャー等の福祉専門職の協力を得て、個別避難計画の作成に取り組む方

- ・要介護3以上、又は、障害支援区分4以上の方 かつ
- ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、に居住する方、又は
浸水想定3m以上の区域 など（※）、災害リスクの高い地域にお住まいの方

（※） 浸水想定が0.5m～3m未満の地域にお住まいの方であっても、1階住戸に居住等の場合、計画作成の優先度が高まります。その方の居住実態等に合わせた計画作成が必要です。

（P6を参照）

年 度	対 象
令和4年度	【先行実施】（想定対象者数：約400人） 高齢者：各区・支所で1包括の圏域を単位（先行実施地域はP41参照） 障害者：障害者地域生活支援センターと関りのある方
令和5年度 ～令和7年度	【全市】（想定対象者数：約7,000人） 高齢者：要介護度の程度の高い方から順次 障害者：障害支援区分の程度の高い方から順次

※要介護度や障害の支援区分の程度が高い方は、支援の必要性の高い方であり、令和5年度以降については、基本的に、支援の程度が高い方から作成します。相手方の状況等により、支援の程度が高い方からの作成が難しい場合は、作成可能な方から順次、作成します。

イ その他の方

本人、家族等による計画作成を勧奨

※避難行動要支援者名簿登載者

京都市内にお住まいで、次のいずれかの方（施設入所等は除く。）

・要介護3以上の方

・65歳以上で要介護1・2の方及び要支援1及び2の方のうち、一人暮らしの方など（※）

・身体障害者手帳1級・2級の方及び療育手帳A判定の方のうち、一人暮らしの方など（※）

・障害支援区分4以上の方

・本市の緊急通報システム事業を利用されている方

・その他特別な配慮及び援護を必要とすると市長が認める方

（65歳以上で一人暮らしの方（同意のあった方））

（※）これらの方のみ、又はその他の避難行動要支援者に該当する方のみと同居している方を含みます。

（3）「個別避難計画」に記載する事項、様式

ア 記載事項

個別避難計画には以下の項目について記載します。

※個別避難計画の記載事項

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、

身体の状態（介護度や障害支援区分、障害者手帳の種類等）、緊急連絡先、

避難時の配慮に関する情報、避難支援者の情報、避難場所及び避難経路の情報等

イ 様式案

上記の項目が記載されていれば、必ずしも様式は雛型と同じでなくても構いません。

京都市避難行動要支援者 個別避難計画	
作成区分	作成日 年 月 日
新規	事業所名() 作成者() 連絡先() 氏名()
氏名()	電話番号() FAX() メールアドレス()
住所()	郵便番号() FAX() メールアドレス()
生年月日()	性別()
利用している 心もサービス等	
□訪問サービス (事業所名) □居候サービス (事業所名) □預け入所サービス (事業所名)	
□要介護5、□要介護4、□要介護3 □区分5、□区分4	
障害支援区分 □区分5、□区分4	
障害者属性 □いる・いない	
氏名() 姓() 名() 電話番号() メールアドレス()	
配偶者() 姓() 名() 電話番号() メールアドレス()	
親() 姓() 名() 電話番号() メールアドレス()	
介助() 姓() 名() 電話番号() メールアドレス()	
ハザード の状況 の状況	
□浸水確定 m □その他() □土砂災害 □土砂災害復旧工事なし □土砂災害復旧工事あり	
□立つことや歩行が困難 □音が聞こえない(両耳取扱いにくい) □物が見えない(見えにくい) □言葉や文子の理解がむずかしい □吃音など口音 □頭を見てお話しや家庭とわからない □言語障害(ケア)(解説、インシリソ、通訳、その他()) 【特記事項】	
提出時に 記入しなくては ならない事項 あてはまるもの すべてに□	
必要な持ち物 筆() その他()	
避難支援者(避難出走や立ち回りをされたので、避難支援者の立替(自前4)が引き受けた方のみに限り) 氏名() 電話番号() メールアドレス() 本人との関係()	
避難支援者(避難出走や立ち回りをされたので、避難支援者の立替(自前4)が引き受けた方のみに限り) 氏名() 電話番号() メールアドレス() 本人との関係()	
避難場所や経路の情報 【洪水(大雨)時の避難】 □在宅避難 □親族・知人宅 □その他()	
【地震時の避難】 □在宅避難 □親族・知人宅 □その他()	

3 「個別避難計画」の作成

～ 作成の流れ ～

0 計画作成に向けた研修の受講

- ・京都市が実施する個別避難計画の作成に関する研修（居宅介護支援事業所、特定指定相談支援事業所及び関係団体向け）の受講

1 計画作成対象者の抽出と
事前準備

- ・各事業所の中で、要介護・障害支援区分の高い者から「ハザードマップ」で災害リスクの高い者を抽出（福祉専門職による計画作成対象者）。

2 対象者への制度説明、
作成への同意確認

- ・個別避難計画作成の対象者に対し、自宅等へ訪問する機会に併せて、制度の説明・計画作成等に係る同意の確認。

3 「個別避難計画」の作成

- ・対象者本人や家族等から、個別避難計画の作成に必要な情報を聞き取り計画の作成。

4 「個別避難計画」の共有

- ・作成した個別避難計画を行政の他、緊急連絡先、避難支援者、関係団体と共有（共有について同意があつたもののみ）

5 「個別避難計画」の管理

- ・作成した個別避難計画を適正に保管

6 「個別避難計画」の更新

- ・作成した個別避難計画を定期的に確認し、必要に応じて更新。

(1) 計画作成対象者の抽出と事前準備

手順① 事業所の利用者の中で、要介護、障害支援区分が作成対象となる方を抽出。

- ・要介護3以上、又は、障害支援区分4以上の方

※ 在宅で生活されている方が対象です。ただし、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホームに入所されている方で居宅サービスを利用している場合は計画作成の対象とします。

手順② ①で抽出した方の自宅等が災害発生時に危険な区域に該当しているか確認。

- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に居住する方、又は浸水想定3m以上の区域など（P6参照）、災害リスクの高い地域にお住まいの方

- 対象となる方の自宅等を「ハザードマップ」で確認します。

ハザードマップについては、土砂災害、水害ごとに作成しており、京都市ホームページ（京都市防災ポータルサイト）で確認できます。紙のマップは、区役所・支所地域力推進室（総務・防災担当）で配布しています。

また、京都府ホームページ（京都府マルチハザード情報提供システム）でもハザード状況が確認できます。

ハザードマップはこちら

●京都市防災ポータルサイト

URL : <https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/>



（京都市防災
ポータルサイト）

●京都府マルチハザード情報提供システム

URL : <http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>



（京都府マルチハザード
情報提供システム）

- 「ハザードマップ」で、対象者の自宅の全部、若しくは一部が以下のエリアに該当している場合が、「災害発生時に危険な区域」であり、「福祉専門職による計画作成」の対象となります。

（該当要件）

ア 土砂災害特別警戒区域

イ 土砂災害計画区域

ウ 洪水浸水想定区域3m以上の地域など（P6参照）

土砂災害（特別）警戒区域・・・土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域。災害時の避難においては、「立退き避難」が必要な区域。

浸水想定・・・堤防が壊れて川の水があふれ出した場合に想定される最大の浸水の深さ。

浸水想定3m以上は、住宅の2階の屋根まで浸水することが想定され、災害発生時の避難において、「自宅の3階以上への垂直避難」や自宅が2階以下の場合は「立退き避難」が必要な区域。

- 洪水浸水想定区域については、対象河川（宇治川、桂川下流、木津川下流、鴨川・高野川、弓削川・桂川（周山）、山科川、天神川、小畑川）ごとに浸水状況が異なります。そのため、対象河川ごとの氾濫した場合の状況を確認します。

◎ ア～ウ以外で、災害リスクが高い場合(ハザード地域の例示のうち「など」に当たる場合)

- ・ 例えば、想定される浸水の深さが0.5m～3m未満の場合でも、マンション等の1階にお住まいで立ち退き避難が必要である等が想定されます。
- ・ また、洪水時に家屋の流失・倒壊等をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲として、「家屋倒壊等氾濫想定区域」が定められています。「家屋倒壊等氾濫想定区域」には、堤防の決壊等により発生する「氾濫流」によるものと、河川の侵食による「河岸侵食」によるものとがあります。

氾濫流による「家屋倒壊等氾濫想定区域」の場合は、強固な建物（堅牢なマンションの上階に居住等）に居住されている場合は、必ずしも立ち退き避難まで必要とはならない場合がありますが、河岸侵食による「家屋倒壊等氾濫想定区域」の場合は、家屋の基礎を支える地盤が流出する場合があります。

<ハザードリスクと福祉専門職による計画作成の関係>

氾濫想定区域 家屋倒壊等	区域	建物の種類	避難方法	福祉専門職による計画作成
	河岸侵食	全ての建物	立退き避難	○
	氾濫流	木造の建物	立退き避難	○
洪水浸水想定区域		木造以外の建物	(浸水深に応じた避難)	下の区分による
浸水深	居室の高さ（目安）	避難方法	福祉専門職による計画作成	
5m以上	—	立退き避難	○	
3m～5m未満	3階以上	(屋内安全確保)	○	
	1～2階	立退き避難	○	
0.5m～3m未満	2階以上	(屋内安全確保)	—	
	1階	立退き避難	○	
土砂災害	0.5m未満	—	(屋内安全確保)	—
	区域	避難方法	福祉専門職による計画作成	
	土砂災害警戒区域	立退き避難	○	
	土砂災害特別警戒区域	立退き避難	○	

手順③ 「作成対象者」の訪問、面談を行う前に、個別計画の作成がスムーズに進むよう、事前準備。

- ・ 個別計画の作成に必要となる書類を準備します。

【準備書類】

- ・ 個別避難計画
- ・ ハザードマップ
- ・ 個別避難計画作成等の意向確認書

- ・ 本人に関する基本情報について、事前に確認します。

○本人基本情報

「氏名」、「性別」、「住所」、「生年月日」、「電話番号・ファックス番号・メールアドレス」

○身体の状況等

「介護認定」、「障害支援区分」、「利用している居宅サービス等」

○本人と同居の家族等の状況

○緊急連絡先

- ・ 災害時の避難について、事前に確認します。

○地域の避難場所等の確認

②で確認したハザードの状況をまえ、災害時の避難について確認します。安全な場所にある親族宅や知人宅も避難先となり得ます。「避難の方法」は本人や御家族と話合って検討しますが、事前に、地域の避難場所も確認しておきましょう。

※避難所・避難場所は「京都市防災ポータルサイト」で確認できます。

URL : <https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/0000000311.html>



○避難場所までの地図情報の準備・確認

本人の自宅から最寄りの避難場所までの経路を確認します。

＜参考＞京都市の避難所・避難場所

「指定避難所」

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間、滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設です。大規模地震等により、長期の避難が必要な場合に開設します。

「指定緊急避難場所」

指定緊急避難場所とは、命を守ることを最優先とし、災害の危険から逃れるための場所又は施設です。京都市では、水害と土砂災害の指定緊急避難場所を指定しています。

「広域避難場所」

大地震の際に発生する大火災から逃れるための避難場所で、京都市では安全面積が概ね1ヘクタール以上の空地（公園、グラウンド、河川敷など）を指定しています。

(2) 対象者への制度説明、作成への同意確認

手順① 京都市から、「個別避難計画」の作成について、協力依頼を受けて実施している旨を説明。

- 本人や家族へ説明を行う際には、まず初めに、
- ・「個別避難計画」の作成については、京都市から作成の協力依頼を受けて実施
 - ・事業所が市に代わって本人や家族等から聞き取った情報を「個別避難計画」として作成
 - ・作成した計画を市に提出
- について説明をしてください。

手順② 「個別避難計画」作成の趣旨や必要性について説明。

- ・「チラシ」、「個別避難計画の作成に関する事前説明について」(P38参照)を活用して、以下の内容を説明します。

【説明内容】

- ・「個別避難計画」とは、「洪水（大雨）や大地震という災害が発生した時に、本人又は家族等が慌てずに避難していただくため、あらかじめ避難の仕方を御自身で決めて、それを「個別避難計画」の中に記載することにより、本人や家族等を含めた防災意識、対応力を高めていただき、いざと言う時のための備えをいただくものです。
 - ・作成した計画については、同意をいただければ、本人や家族の他、緊急連絡先、避難支援者、計画作成を行う居宅介護事業所又は指定特定相談支援事業所等の関係者等、必要最小限の範囲で「個別避難計画」の共有を行います。
 - ・災害時に本人の避難の支援をいただく、「避難支援者」を選定し、記入いただくが、この「避難支援者」については、災害発生時または、その恐れが生じた場合、自分や家族の安全を確保した上で、対象者の支援をすることになります。
 - ・災害時は、避難支援者が不在であったり、避難支援者自身も被災することが想定されます。万一、計画どおりに避難支援できなくても、責任や義務を負うものではなく、あくまで、協力関係を相互に十分理解した上で、地域における重層的な支援となるよう計画することが大切となります。
 - ・災害時に、迅速な避難に繋げるためには、何よりも平常時からの関係づくりが重要になります。そのため、御自身や御家族においても、積極的に地域との関係づくりに努めていただくことが大切です。
 - ・実際作成する「個別避難計画」の記載事項は計画の様式のとおりです。
-
- ・説明に使用した「個別避難計画の作成に関する事前説明について」(P38参照)に事業所名、氏名を記入し、本人又は御家族に控えとして渡します（京都市への提出は不要です。）。

<既に、同様の計画を作成している場合>

地域によっては、独自に個別避難計画の作成に取り組まれている場合もあります。

既に、同様の計画を作成されている場合には、本人の作成希望や、必要な支援の内容等に変更がない限り、重ねて作成する必要はありません。

手順③ 個別避難計画の「作成」及び「関係団体への提供」に関する同意が必要な旨を説明。

- ・ 個別避難計画の「作成」及び「関係団体への提供」については、災害対策基本法に基づき、本人又は家族等の同意が必要となります。「関係団体への提供」については、実際に支援をお願いする方（避難支援者）の同意も必要となります。
- ・ 作成者は、「個別避難計画作成等の意向確認書」(P39参照)を示して、「個別避難計画」を作成することと、平常時から「個別避難計画」の情報を「関係団体」に提供することに、本人又は家族等が同意するか、否かについて確認し、署名をもらってください。

【関係団体とは】

高齢者の場合：地域包括支援センター

障害者の場合：障害者地域生活支援センター

<「個別避難計画」の作成に同意する場合>

- ・ 同意の後、本人又は家族等と「個別避難計画」の作成を行います。

<「個別避難計画」の作成に同意しない場合>

- ・ できるだけ多くの方に同意いただけるよう、作成の趣旨を丁寧に説明してください。ただし、計画作成は強制ではありませんので、同意を得られない場合は、今後、本人又は家族等が「個別避難計画」の作成を希望された場合には、申し出ていただき、改めて対応する旨を伝えます。
- ・ 今回、同意をしない理由を可能な範囲で聞き取り、意向確認書に記入し、京都市に提出します。今後の取組の参考としていくために聞き取るものであり、聞き取りができない場合は、空白としてください。

<どちらでもない場合(一時留保の場合)>

- ・ 「少し考えてから返答する」など、本人又は家族等が判断に迷っていたら、後日、改めて対応する旨を伝え、その日の対応は終了します。
- ・ 本人又は家族等から返答があった場合や、後日訪問した際に、改めて同意の確認をします。

(3) 「個別避難計画」の作成

手順① 本人の基本情報について現状を確認。

- ・ 作成者は基本情報について、本人又は家族等から聞き取り確認します。
確認した際に、事前に確認した内容と相違があった場合は、適宜修正します。
- ・ 「個別避難計画」の作成日の欄には、本人の自宅へ訪問した日（複数回訪問した場合は、最後に訪問をした日）を記入します。
- ・ 「作成者」欄には、作成に携わった作成者の氏名と事業所名を記入します。

①本人の基本情報の確認

○本人基本情報

「氏名」、「性別」、「住所」、「生年月日」、「電話番号・ファックス番号・メールアドレス」

○身体の状況

「介護認定」、「障害支援区分」、「利用している居宅サービス等」

○本人と同居の家族等の状況

○緊急連絡先

手順② 本人の自宅のハザード状況等避難行動について確認。

- ・ 作成者は事前に確認したハザード状況に基づき、本人又は家族等と「避難行動」を確認します。

②本人の自宅のハザード状況等の確認

○ハザード状況等

「ハザード情報」、「災害時に配慮しなくてはならない事項」、「避難場所や経路の情報」

災害時の避難場所や経路の情報の確認

- ・ 災害時にどのような「避難行動」をとるか、本人又は家族等の意向を聞きながら、災害（水災時、地震時）毎に本人の状況に応じて検討します。
※ 「災害時の避難について」(P19) を参照してください。
- ・ 自宅外への避難が必要な場合、安全な場所にある親族宅や知人宅への避難も含めて検討しよう。また、地域での取り決めがある場合は、それらも参考に検討を進めることも大切です。
- ・ 本人の自宅から、本人又は家族等と話し合って決めた避難先（洪水時、地震時）、避難先までの経路を「個別避難計画」に記入し、自宅から避難先までが含まれている地図を作ります。あらかじめ、地図を貼付け、その上をカラーマーク等で塗る等すると経路が分かりやすいです。

また、以前に冠水したことがある等、災害時に危険性がある場所を把握している場合、分かるようにマーキングしてください。

「避難」について

- ・ 「避難」＝「難を逃れること」で、避難場所へ行くことだけではありません。本人の医療的ケアの必要性や、長距離の搬送が困難な場合等は、自宅内での垂直避難等も有効な「避難」になります。在宅避難とする場合は、災害時に備えて備蓄しておく物資等について、あらかじめ確認しておくと、災害時の安心につながります。
- ・ また、ショートステイの利用なども含めて、検討しておきましょう。

「福祉避難所」について

- ・ 避難生活において一定の配慮を要する方を対象とする避難所が「福祉避難所」です。
- ・ 一般の避難所への避難後に、そのまま一般の避難所での生活を続けることが困難な方を「福祉避難所」への移送対象としており、直接、「福祉避難所」となっている福祉施設等には避難することができません。
- ・ 発災後は、施設の安全点検、開設準備を行い、受入体制が整った施設から順次受入を開始します。

(参考) 福祉避難所への避難の流れ

- 1 身の安全の確保を最優先に、まず一般の避難所（学校など）に避難。
- 2 一般の避難所で、保健師等の健康調査等により、福祉避難所への受入を調整し、移送対象者を決定。
- 3 福祉避難所の受入体制が整ったところで、移送対象者を家族や介助者等により移送。

～ 個別避難計画の作成と一緒に考えてみましょう ～

「もしも」の災害に備えて、お一人おひとりの状況に合わせた、避難時の配慮事項や避難先、必要な支援等を記載した計画が「個別避難計画」です。

災害への具体的なイメージを持ち、対応力を高めるため、この「個別避難計画」を御本人や御家族と一緒に作成する中で、「マイ・タイムライン」や「在宅避難時に必要な備蓄リスト」を併せて作成することも、検討しましょう。

●マイ・タイムライン

災害に備えて自分自身がとるべき行動を、時系列に沿って、あらかじめ決めておくものです。

あらかじめ作成した「マイ・タイムライン」を参考にすることで、万一の際の逃げ遅れを防ぎ、安全確保に繋がります。個別避難計画と相互に補完するものとして作成しましょう。

（P12参照）

●在宅避難時に必要な備蓄リストや災害時持ち出し品リスト（P40参照）

大地震等の発災直後は、ライフライン、交通機関、物流などが途絶えることも想定されます。自宅に被害がない場合、3日間程度自宅に留まり、ある程度周囲の状況が落ち着いてから、より安全な場所に避難することも想定して、在宅避難時に必要な備蓄について考えてみましょう。

必要となる備蓄品については、飲料水や食料品に加え、要配慮者それぞれの状況に応じて、例えば電源が必要な機械を使用する場合は発電機や酸素吸入器等が必要な場合は、チューブ等の酸素吸入器等を使用するために必要となる備品についても備蓄の検討が必要です。

我が家の防災行動計画「マイ・タイムライン」

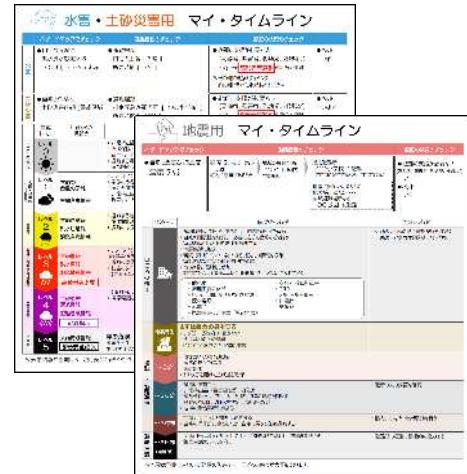
災害に備えて自分自身がとるべき行動をあらかじめ決めたものが「マイ・タイムライン」です。

京都市では、家族や地域で相談しながら、それぞれの「マイ・タイムライン」を作成すること、作成を通じて必要な準備を進めることを呼び掛けています。

【作成のイメージ】

水害・土砂災害用 マイ・タイムライン

- ① ハザードマップで想定される被害をチェック
- ② 避難行動判定フローをチェック
- ③ 家族構成に応じた、避難のタイミングをチェック
- ④ 段階ごとの行動を決める



地震用 マイ・タイムライン

- ① ハザードマップで想定される被害をチェック、
地域の集合場所などをチェック
- ② 日ごろの備え（備蓄、耐震・家具対策、保険加入など）をチェック
- ③ 段階ごとの行動を決める

【作成方法】

ホームページ（京都市防災ポータルサイト内）で作成

- 選択、入力した項目がシートに自動反映され、
プリントが可能
- パソコンからでも、スマホからでも作成が可能



京都市防災ポータルサイト マイ・タイムライン

検索



リーフレットで作成

お近くの区役所・支所、消防署で
配布しています。



【解説動画】

「マイ・タイムライン」の作成の仕方を分かりやすく伝えるための、解説動画を作成し、ホームページ（京都市防災ポータルサイト内）に掲載しています。

動画は、以下の4種類あります。

- 水害・土砂災害編（ホームページ版） ○地震編（ホームページ版）
 - 水害・土砂災害編（リーフレット版） ○地震編（リーフレット版）
- ※ ハザードマップの見方を含めて、解説しています。

手順③ 避難支援者に関する事項の確認。

③避難支援に関する事項の確認

○「避難支援者に関する事項」

「避難支援者に関する事項」について（法的責任や義務はありません。）

- ・ 「避難支援者」は、計画作成対象者への避難情報の伝達や自力で避難困難な場合に、近隣住民等への手助け等の依頼等の支援を行っていただく方です。
- ・ 避難支援者に対して、災害時に、必ず、避難所まで連れていくことを義務付けるものではありません。また、避難支援者も被災者となることが想定されるため、まず、自分と家族の安全を確保した後、可能な範囲での支援の実施をお願いします。そのため、以下の点について、本人や家族等に理解をいただいた上で、選定します。
 - ・「個別避難計画」に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではないこと
 - ・避難支援結果について計画作成者、避難支援者に法的な責任や義務を負わせるものではないこと
 - ・あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるものであること

「避難支援者」の選定

- ・ 避難支援者の選定にあたっては、まずは、本人と、本人の状態や配慮すべき事項を一番把握されていると思われる、家族（同居、別居含む）や親族での対応を検討します。
また、別居の場合や、月に数回程度しか会えない等の場合は、事業所や近所の方が考えられます。常に対象者に対しサービス提供を行うために携わっている事業所等での対応が可能な場合はその旨を記載します。
- ・ 災害発生時に市役所職員、消防署員、消防隊員、警察官等が個別に出向いての声掛けや避難の支援を行うことは困難であるため、災害時の避難支援等においては、地域の方々の助け合いが大きな力を発揮します。
- ・ 適切な避難支援者がいない場合は、本人や家族等から普段の地域でのお付き合いの中で、避難支援者となっていただけそうな方を聞き取っていただく等、本人・家族又は作成者から、避難支援者となる候補の方へ趣旨を説明し、避難支援者になっていただけるよう依頼します。

◎避難支援者の選定のポイント（参考）

- ・日常生活でよく助けてくれる人や日頃から相談にのってくれる人
 - ・地域のイベントや活動などの情報を教えてくれる人
 - ・自分だけでなく、自分の家族のこともよく知ってくれている人
 - ・自分の身体や心の状況を理解して、手伝ってくれる人
 - ・自分も家族も信頼し、心を許せる人
- など

避難支援は「支援される人」も「支援する人」も、相互に理解しあい、気持ちのいい関係を作ることが何よりも大切です。

＜本人や家族が地域と関わりがなく避難支援者の選定ができない場合＞

- 当該地域が属する圏域の障害者地域生活支援センター（障害者）や、当該地域を所管する地域包括支援センター（高齢者）を通して地域での避難支援等について相談できる地域団体（民生委員や学区社協等）に相談し、選定の検討を行います。

・避難支援者は、必ずしも個人に担っていただく必要はありません。

地域によっては、地域での避難支援等は地域団体で担うことも想定されます。

地域団体が避難支援者となる場合は、避難支援者の欄に団体名を記入します。

団体名を記載する場合は、団体の代表者の氏名、住所、連絡先等を記入します。

＜最終的に避難支援者が選定できない場合＞

- 避難支援者を選定することにより、避難の円滑化や避難行動への支援の可能性が高まることが期待できますが、日頃から近隣との付き合いがない場合等においては、選定できない場合も考えられます。
- 近隣や地域団体等に相談したうえで、なお、避難支援者が選定できない場合は、「避難支援者の選定が困難な場合」欄の確認した項目に☑をし、避難支援者は空欄で計画作成を行います。
- 計画作成後は、引き続き、本人や家族又は作成者（又は事業所）において、避難支援者になっていただける方の検討を行います。そのために、まずは、本人や家族等においては、近隣や地域との関わりを深めていただくよう、働きかけをお願いします。

個別避難計画の関係団体への共有に係る避難支援者の同意確認

- 作成した「個別避難計画」を関係団体へ共有するためには、災害対策基本法に基づき、本人の他、避難支援者から提供の同意を得なければ共有することはできません。避難支援者を選定する際には、今後、作成した計画の情報について、関係団体「(4) 個別避難計画の共有（P15参照）」へ共有する旨の説明を行い、同意確認（口頭可）を行います。

【関係団体とは】

高齢者の場合：地域包括支援センター

障害者の場合：障害者地域生活支援センター

地域包括支援センター・障害者地域生活支援センターの役割について

○地域包括支援センター

- 居宅介護支援事業所から個別避難計画の作成に関して相談等があった場合における地域団体との連絡調整
- 個別避難計画の作成対象者からの相談機会に応じた個別避難計画作成に関する周知

○障害者地域生活支援センター

- 個別避難計画の作成対象者からの相談時に応じて、制度の周知・啓発や他の事業所との連絡等の連携

(4) 「個別避難計画」の共有

手順① 作成した個別避難計画について、関係団体等と共有。

- 作成した計画については、副本を作成し、以下の提供先へ計画を渡します。
なお、本人や避難支援者から、関係団体への提供の同意が得られない場合は、提供できません。
その場合は、京都市に原本を提出するにとどめ、関係団体との共有はしません。

【「個別避難計画」副本の提供先】

- 高齢者：本人、家族、緊急連絡先、避難支援者、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター
- 障害者：本人、家族、緊急連絡先、避難支援者、特定指定相談支援事業所、障害者地域生活支援センター

- 作成した「個別避難計画」は京都市において原本を保管しますので、原本は京都市の関係部署に提出（郵送）します。（手順②を参照）
- 「個別避難計画」については、避難支援等の実施に必要な限度でのみ活用できます。
本人や避難支援者、関係団体は、むやみに関係者以外に閲覧させてはいけません。

<参考> 「避難支援等」とは？

○「避難の支援、安否の確認」

- 災害発生時（又は発生のおそれのある時）に、避難行動要支援者を安全な場所に避難させること
- 被災家屋に取り残されていないか等の安否の確認 など

○「その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置」

- 災害発生時に迅速な避難支援等が行えるよう、平常時からの避難訓練の実施や、見守り活動等を行う中で地域にお住まいの避難行動要支援者を把握 など

⇒ 災害時だけでなく、災害に備えて、日頃からの見守り活動や、地域で防災に係る取組も含めて「避難支援等」となります。

手順② 作成した個別避難計画（原本）の京都市への提出。

- ・ 作成者（又は作成事業所）は作成した「個別避難計画」を関係書類と併せて京都市へ提出（郵送）します。「個別避難計画」は非常に繊細な個人情報を多く含むため、メールでの送付はできません。

＜提出時期＞

○京都市への提出は計画作成後、概ね1箇月以内に提出してください。

○その時点で、作成できている個別避難計画について、提出します。

提出のあった個別避難計画について、内容を京都市で確認し、作成報酬へと事務を進めます。

個別避難計画の提出期限について、1箇月以内の提出を義務付けるものではありませんが、作成された計画の速やかな共有、また報酬支払の根拠ともなるため、可能な限り速やかに提出してください。

＜提出書類＞

○個別避難計画の作成に係る関係書類の送付について（かがみ文）

○作成した個別避難計画（原本）

○個別避難計画作成等の意向確認書（原本）（不同意者分も含めて提出）

提出に必要となる書類については、本市のホームページからダウンロードできます。

＜提出先＞

高齢者：保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課管理担当（Tel 213-5871）

（京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階）

障害者：保健福祉局障害保健福祉推進室在宅福祉第二担当（Tel 222-4161）

（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488）

手順③ 個別避難計画の作成報酬の請求

- ・ 京都市において、「個別避難計画」の内容確認を行い、作成経費の決定を行い、通知します。
- ・ 作成経費の支払いは、年度内において、上半期、下半期の計2回とします。
- ・ この通知に基づき、作成経費の支払に必要となる書類について、必要事項を記入のうえ、京都市へ提出します。

＜提出書類＞

○委任状（請求者が貴事業所を経営する法人等の代表者でない場合のみ提出）

○個別避難計画作成経費請求書

- ・ 作成報酬については、新規に「個別避難計画」を作成した場合、1件あたり、7,000円を支払います（更新した場合は1件あたり3,500円）。
- ・ 更新については、更新内容が、避難時の配慮に関する事項や避難場所、避難経路の情報等、重大な変更が生じるもののが対象であり、単に氏名の記載誤りや、利用サービスの変更等は含まれません。

(5) 「個別避難計画」の管理

「個別避難計画」には、対象者本人の氏名、住所、身体的状況等の他、家族や避難支援者の大切な個人情報が記載されており、厳重に取扱う必要があります。

万が一、計画の紛失や盗難などにより、計画の記載情報が漏れてしまうと、対象者本人への被害が発生する恐れが生じるだけでなく、「個別避難計画」を活用した避難支援そのものに対する信頼性、対象者本人と避難支援者や関係団体との信頼関係も揺るがしかねません。

個別避難計画の提供を受けた方は、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されます。

そのため、作成した個別避難計画（副本）の管理についても、適切な保管が求められます。

○本人又は家族等の保管

- 作成者は「個別避難計画」を紛失しないよう、本人又は家族等に、渡します。その際に以下の点についても、伝えます。

＜本人又は家族等に伝える事＞

- 災害時等にすぐに確認できる場所に保管すること。
- 災害時等には計画に従って、本人又は家族等の判断で支援者への連絡等、避難行動を開始すること。
- 避難の際には、必ず、「個別避難計画」を持って行動すること。

○作成者（居宅介護支援事業所及び指定特定相談支援事業所）の保管

- 「個別避難計画」は事業所内において、災害時等にすぐに確認できる方法で保管します。
- 「個別避難計画」の作成及び保管時において、知り得た情報等については、避難支援等の実施に必要な場合に利用できるものであり、それ以外の目的（他業務での転用等）では使用できません。
- 可能な範囲（年に1回程度）で定期的に記載内容の点検を行い、対象者の身体状況や避難支援者、避難経路等の変更が生じた場合は、「個別避難計画」を最新の状態に更新します（「(6) 個別避難計画の更新」（P18参照）。

○避難支援者の保管

- 「個別避難計画」を災害時等にすぐに確認できる場所に保管します。
- 避難支援者に対しては、本人又は家族を通じて「個別避難計画」を共有しても差し支えありません。その際には、避難支援者において、個人情報等の取り扱いの遵守を徹底するよう、受渡しを行う本人又は家族から、避難支援者に伝えます。

○関係団体（京都市地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター）での保管

- 「個別避難計画」を災害時等にすぐに確認できる場所に保管します。

(6) 「個別避難計画」の更新

対象者本人の心身の状況や、取り巻く環境の変化に伴い、個別避難計画の見直しが必要になる場合があります。避難の実効性を高めるためにも、定期的に、個別避難計画の点検が必要です。

手順① 個別避難計画の内容の点検

- 作成者（又は事業所）において、作成した「個別避難計画」の内容について、定期的に点検し、対象者の「個別避難計画」を更新する必要が生じたときは、作成者は、事業所保管用の「個別避難計画」の副本を更新してください。また、事業所において、電子データで作成している場合においては、そのデータを更新いただくことも可能です。

手順② 個別避難計画の更新に伴う共有と、更新前の個別避難計画の廃棄

- 更新した「個別避難計画」の副本については、作成時と同じく、副本の提供先へ共有します。また、更新を行った場合において、従前の「個別避難計画」については適正に文書廃棄を行い、提供先についても適正に文書廃棄するよう伝えます。

手順③ 個別避難計画の京都市への提出

- 作成者は、「個別避難計画」を更新した場合は、更新した「個別避難計画」を提出してください。
- 提出先は、新規作成の際と同じです。（P16参照）

＜提出書類＞

- 個別避難計画の作成に係る関係書類の送付について（かがみ文）
- 更新した個別避難計画（原本）
- 個別避難計画作成経費請求書

手順④ 更新が必要な場合

- 作成者から更新した「個別避難計画」の提出があった場合は、更新に係る作成経費として、更新1件当たり、3,500円の報酬を支払います。
- 「更新」と考えられる変更は以下のとおりです。

＜更新例＞

- 本人の状態（介護認定、障害支援区分）や、住所変更に伴い、災害時の配慮事項が変わったとき
- 本人以外の関連情報（世帯構成、緊急連絡先、避難支援者、避難場所や経路の情報等）が変わったとき

4 災害時の避難について

災害の種類や、お住まいの状況により、必要な避難行動には違いがあります。

要支援者の方や御家族、また、避難を支援いただく方にも「正しい避難行動」を知っていただき、災害に備えることが大切です。

◆水害・土砂災害

①ハザードマップで災害リスクを確認

「京都市水害ハザードマップ」、「京都市土砂災害ハザードマップ」で、想定される被害を確認しましょう。

【水害ハザードマップのチェックポイント】

○洪水浸水想定区域

浸水が想定される区域と、その最大の浸水の深さを表示しています。

○立退き避難が必要な区域

堤防が削られ、全ての建物の倒壊が想定される区域と、水の流れにより、木造の建物の倒壊が想定される区域を表示しています。



【土砂災害ハザードマップのチェックポイント】

○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域を表示しています。

○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を表示しています。

※区域外においても土砂災害が発生することがあるため、山すそなどでは十分ご注意ください。



※ハザードマップの確認方法

○ホームページ「京都市防災ポータルサイト」で確認しましょう。

○紙のマップは、区役所・支所地域力推進室（総務・防災担当）で配布しています。

京都市防災ポータルサイト

水害▼

土砂▼

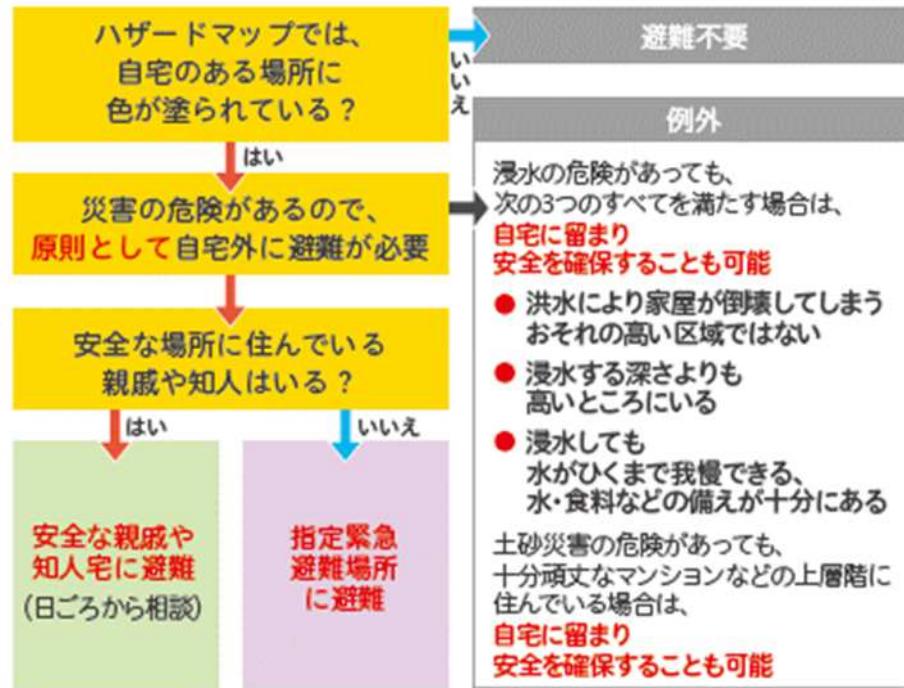


②避難行動を決めておく

災害リスクが高い場所にお住まいの方は、早めに「安全な場所」へ避難することが大切です。あらかじめ避難行動を決めておきましょう。

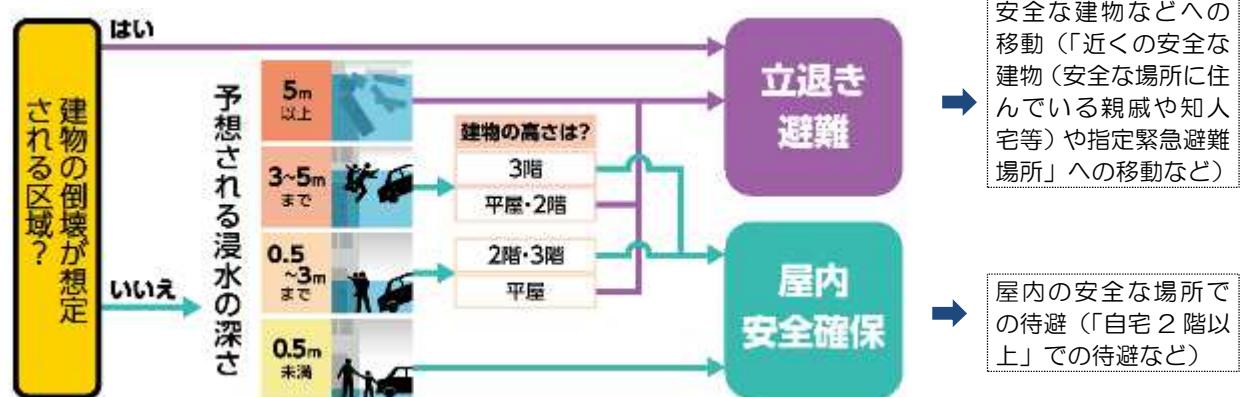
指定緊急避難場所への避難だけでなく、安全な自宅の上階や、災害リスクの低い場所にある親戚や知人宅への避難も含めて検討しましょう。

【避難行動判断フロー】



※指定緊急避難場所は、学区等ごと、災害種別（水害・土砂災害）ごとに決められています。

（参考：水害時の避難行動）



※土砂災害時は、立退き避難が基本となります。

（十分頑丈なマンションなどの上層階に住んでいる場合は、自宅に留まり安全を確保することも可能です。）

③避難情報の発令に注意する

水害・土砂災害の危険性が高まった場合に、京都市において、避難情報（「警戒レベル3）高齢者等避難」、「（警戒レベル4）避難指示」）を発令します。

発令されたら、正しいタイミングで避難しましょう。

○水害→洪水警報が発表され、かつ、川の水位が高くなり、氾濫のおそれが高まった場合に発令します。

○土砂災害→大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害のおそれが高まった場合に発令します。



※避難情報は、学区等ごとに発令します。

④安全に避難する

正しい避難行動と正しいタイミングで、安全に避難しましょう。

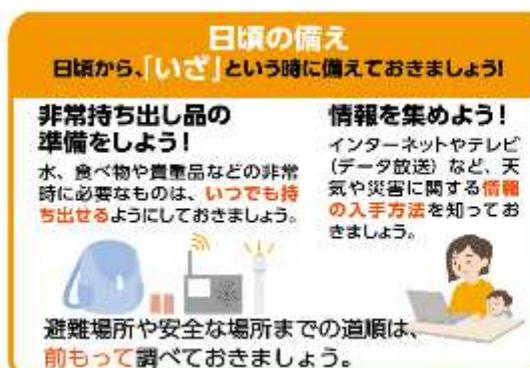
「避難」は、必ずしも、指定緊急避難場所へ行くことに限りません。

ハザードマップでお住まいの地域の災害リスクに応じて、避難行動を事前に確認しておきましょう。

正しく避難するための注意点

【水害からの避難】

○水害からの避難方法は、「どれだけ浸水するか」や「どんな建物か」などによって違います。最適な避難方法、避難先をあらかじめ決めておくことが大切です。



【その他注意点】

○日頃から、「いざ」というときに備えて、非常持出品や備蓄（水や食料など）の準備も大切です。

【土砂災害からの避難】

- 土砂災害から避難するときには、こんなことに気をつけましょう。



【その他注意点】

- 日頃から、「いざ」というときに備えて、非常持出品や備蓄（水や食料など）の準備も大切です。

◆地震

①ハザードマップで災害リスクを確認

- 「京都市地震ハザードマップ」で、想定される被害（震度）を確認しましょう。
※ハザードマップの確認方法
 - ホームページ「京都市防災ポータルサイト」で確認しましょう。

地震▼

京都市防災
ポータルサイト



- 紙のマップは、区役所・支所地域力推進室（総務・防災担当）で配布しています。

②地域の集合場所、指定避難所を確認

- 地震が発生したときに集まる「地域の集合場所」を確認しましょう。
※概ね町内ごとに決められています。（不明な場合は、お近くの消防署で確認を）
- 地域の集合場所に集まった後に避難する「指定避難所」を確認しましょう。
※指定避難所は、学区等ごとに決められています。

③日頃からの備えを

○食料品など必要な物資を備蓄しましょう。

食料は最低でも3日分、できれば1週間分程度を備蓄しましょう。

家庭での備蓄食料品のめやす【大人1人,3日分の場合(例)】			
飲料水			
水	3ℓ	※飲料水として1人当たり1日1リットル(調理等の使用を含めると、1人当たり1日3リットルあれば安心です。)	
主食			
米	7食分	レトルトご飯、アルファ化米	カップ麺類 1個
パン	1食分	精米又は無洗米、レトルトご飯、アルファ化米、パン(食パン)、もち、乾麺(うどん、そば、パスタ)、シリアル類など	
主菜			
レトルト食品	缶詰	肉・魚・豆などの缶詰、レトルト食品、豆腐(充填)、ロングライフ牛乳など	肉・魚
カレー・牛丼・パスタソースなど			
副菜			
梅干し、のり、野菜ジュース、日持ちする果物など	その他(菓子類)		
	チョコレート、ビスケット、飴など		

※ローリングストック法を推奨しています。

(日頃から食べているものを少し多めに購入し、食べた分を補充しながら日常的に備蓄する方法です。)

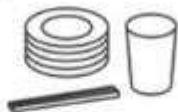
また、すぐに持ち出せるよう、リュックなどに必要最低限のものを準備しましょう。

非常持出品を準備しよう

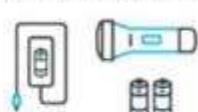
すぐに持ち出せるよう、リュックなどに必要最低限のものを準備

持ち出せる範囲で

紙コップ、皿、割り箸など
食器類



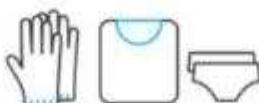
懐中電灯、乾電池、
携帯電話の充電器(乾電池式)



飲料水、調理不要の食品



衣類及び下着類



マスク、アルコール消毒液、
体温計、常備薬など



○自宅の耐震性を確認し、家具の転倒などから身を守りましょう。

家具の固定や、窓へのガラス飛散防止フィルムの貼付けなど、被害を最小限に抑えるための対策をしましょう。

○損害保険に加入しましょう。

万一の場合に備え、加入を検討しましょう(地震に加え、水害を補償する保険にも加入しましょう。)

<地震発生時の行動>

①初動が大事

- 自分の身の安全を守り、揺れが収まつたら、あわてず素早く火の始末をしましょう。
- ドアや窓を開けて、逃げ道を確保しましょう。

②地域の集合場所へ

- 地域の集合場所に集まり、地域の被害状況や安否状況をみんなで確認し、地域でまとまって指定避難所に避難しましょう。

※地震に伴う大火災などの危険が迫った場合は、広域避難場所などに避難しましょう。

- 自宅の様子が安全な場合は、自宅に戻って在宅避難をしましょう。

[防災に関する情報の提供]

京都市では、市民の方が自然災害発生に備え、日頃から防災知識の向上を図っていただくため、各種災害への備えや備蓄物資の準備、防災知識、避難所の情報等をまとめ、「京都市防災ポータルサイト」において掲載を行っています。

本人又は家族等と一緒に個別避難計画を作成する際の参考に御活用ください。

URL : <https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/category/2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



5 Q & A

1 個別避難計画の作成対象者について

Q1-1

要介護3の方ですが、お住まいの地域が「浸水想定3m未満」です。本人が個別避難計画の作成を希望されますが作成してもいいですか。

ケアマネ等の福祉専門職の協力を得て、個別避難計画を作成する対象者は、要介護度や障害支援区分といった身体的な要件に加え、お住まいの地域がハザード地域であるかどうかといった地理的要件により判断し、これらの方に対する計画作成について報酬が発生します。

また、地理的要件のうち浸水想定は3m以上の区域としておりますが、浸水想定が0.5m～3m未満の地域にお住まいの方であっても、要介護3以上の方であり、1階にお住まいであれば、「立ち退き避難」が必要となり、福祉専門職による計画作成の対象となります。その方の居住実態を勘案して作成してください。（P6参照）

Q1-2

市営住宅にお住まいの方で、敷地の一部がハザードマップにかかっていますが、本人がお住まいの棟はハザードマップにかかっていません。

対象者の方がお住まいの自宅（敷地）の全部、若しくは一部がハザードエリアに該当している場合は、「災害発生時に危険な区域」であり、個別避難計画の作成対象となります。

Q1-3

サービス付き高齢者向け住宅や在宅型有料老人ホームで居宅ケアマネが担当している方は対象でしょうか。また、グループホーム入居者は施設扱いでどうでしょうか。

個別避難計画の作成対象となる方は、本市の避難行動要支援者名簿に登載されている方を対象としており、当該名簿の登載者は「京都市にお住まいで、施設入所の方を除く」とこととしています。

ただし、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームに入所されている方で、居宅介護サービスを利用している場合は、計画作成の対象です。

なお、認知症高齢者や障害者のグループホームの入居者は施設扱いです。

Q1-4

要介護3以上の方が対象ですが、途中で認定が変わった場合もありますが、取り扱いはどうなりますか。

計画作成の途中で認定区分等の変更により、計画作成対象者としている区分から外れた場合は、計画作成の対象からは外れることとなり、報酬の支払い対象からも外れます。

なお、一時的な怪我等により、認定区分が通常より高くなり、改善の見込みがありそうな場合等は、状況に応じて訪問を延期する等の対応を適宜お願いします。

Q1-5

介護保険認定の更新などで認定が下がり、作成対象外になった場合は、個別避難計画の更新はしなくてもいいでしょうか。

介護度の変更に伴い、ケアマネ等の福祉専門職による計画作成対象から外れた場合は、個別避難計画の更新は必要ありません。本人・家族等が引き続き作成するようにお声掛けください。

Q1-6 京都市の要介護5、障害区分4以上のみの個別計画だけでいいでしょうか。

本市では、個別避難計画の作成について、令和4年度は先行実施としており、地域や対象となる要件を限定しています。具体的には、令和4年度は、要介護5又は障害者地域生活支援センターと関わりのある障害支援区分4以上の方を対象とし、個別避難計画の作成をお願いします。

なお、個別避難計画の作成については、災害対策基本法に基づき市町村の努力義務とされていることから、本市以外の自治体においても、事業を実施していくことが想定されます。他の自治体にお住まいの利用者に係る個別避難計画の作成については、それぞれの自治体の手法に沿った計画作成をお願いします。

Q1-7 要介護1の方が計画の作成を希望されています。作成した場合、報酬は発生しますか。

報酬は発生しません。報酬は、個別避難計画作成対象者「3-（1）計画作成対象者の抽出と事前準備」（P5参照）の対象者に係る個別避難計画について支払います。

Q1-8 作成途中で対象者が亡くなられるなどの場合も報酬請求は可能でしょうか。

計画を作成している途中で対象者が亡くなられた場合は、計画作成は中止してください。

なお、作成した計画を本市に提出した後に、対象者が亡くなられた場合は報酬をお支払いします。

2 個別避難計画の作成等について

Q2-1 事前準備で調べた内容をあらかじめ個別避難計画に記載したうえで、訪問してもいいですか。

事前に準備をすることにより、個別避難計画の作成がスムーズに行えます。一つ一つ一緒に確認することにより、新たな気づきにも期待できるので、個別避難計画への記載は、本人や御家族と一緒に行ってください。

Q2-2 「個別避難計画作成等の意向確認書」への代理署名は内縁関係や知人・友人でも可能ですか。また、認知症等で同意能力が不十分な場合はどうすればよいでしょうか。

代理署名の方は、計画作成対象者に近しい方（御家族等）に記載していただくことを基本としておりますが、本人の意向を確認した上で、知人や友人の方に記載していただいても構いません。

認知症等により、本人が同意することが困難な場合は、御家族や親族等、計画作成対象となる御本人の災害時のリスクを考慮して、判断できる方の意向を確認し、代理署名をお願いします。

Q2-3

個別避難計画を作成・共有した対象者が他の事業所等を利用されることになった場合の対応を教えて下さい。

対象となる方が既に個別避難計画を作成されている場合は、本人の作成希望や、必要な支援の内容等に変更がない限り、重ねて作成する必要はありません。

Q2-4

個別避難計画を作成・共有した対象者が病院へ入院されることになった場合の対応を教えて下さい。

長期入院をされることとなった場合でも、避難行動要支援者名簿の登載要件からは外れません（避難行動要支援者名簿の登載要件から外れるのは、施設への入所です）。そのため、病院へ入院される方の個別避難計画については、廃棄せずに、適切に保管してください。

Q2-5

住所については現住所ではなく住民票ベースでよいでしょうか。例えば、住所地は他区にあり、居住実態は別の区にある場合、個別避難計画の作成についてはどちらの住所で作成すれば良いのでしょうか。

個別避難計画の作成対象となる方は、本市の避難行動要支援者名簿に登載されている方を対象とします。本市の避難行動要支援者名簿は住民票により、「本市にお住まいかどうか」を判定しております。

一方で、個別避難計画の作成については、実態に即した計画を作成する必要があるため、住民票が京都市にあることが前提となります。住民票の住所と居住地の住所が異なる場合は、居住地により作成して下さい。

Q2-6

本人が明確に計画作成を拒否した場合はどうしたらよいでしょうか。

個別避難計画の作成は、災害対策基本法において、本人の同意を要件としているため、計画作成について拒否された場合は作成できません。

同意を得られない場合は、今後、本人又は家族等が「個別避難計画」の作成を希望された場合には、申し出ていただき、改めて対応する旨を伝えてください。

Q2-7

避難支援者には何をお願いできますか。

避難支援者自身も被災者となることが想定されます。まず自分と家族の安全を確保した後に、可能な範囲で、可能な支援をお願いします。

例えば、台風等により、予見可能な災害が迫っている状況における計画作成対象者への避難情報の伝達や、地震など、突発的な災害が起こった際に、自力での避難が困難な場合は近隣住民等への手助けを求めるなどの支援が考えられます。

避難支援者の方には、直接的な避難支援だけを求めるのではなく、あくまでも、避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためにできることをお願いしてください。

Q2-8 本人や御家族から、「災害が起こったら、避難支援者に必ず助けてほしい。」と言われます。

避難支援者の方は、災害時における本人への避難情報の伝達や、自力で避難困難な場合に、近隣住民への手助け等を依頼するといった支援を行っていただく方であり、災害時に必ず助けることをお願いするものではなく、また、避難支援者の方に法的責任や義務はありません。

災害時には、避難支援者の方も被災者となることが想定されるため、本人や御家族等に、災害時の避難支援を確約するものではないことを伝えてください（「3－（3）③避難支援者に関する事項の確認」（P13参照））。

Q2-9 避難支援者について、御家族がいない方や、地域や近隣との付き合いがない方の場合、選定できません。

避難支援者について、まずは、本人の状態や配慮すべき事項を一番把握されている御家族や親族での対応を検討してください。それでもなお、地域や近隣との付き合いがない方、御家族のいない方等は、障害者地域生活支援センターや、地域包括支援センターを通して域での避難支援等について相談できる民生委員や学区社協等に相談する等、選定の検討をお願いします。

地域に相談してもなお、避難支援者が選定できない場合は、「避難支援者の選定が困難な場合」欄の確認した項目に☑をし、避難支援者は空欄として作成します。

なお、計画作成後は、引き続き、本人や家族又は作成者（又は事業所）において、避難支援者になっていただける方の検討を行います。その際は、まずは本人や家族等において、近隣や地域との関りを深めていただけるよう、働きかけをお願いします。

Q2-10 「避難場所や経路の情報」は手書きでもいいでしょうか。

手書きでも問題ありません。

3 個別避難計画の提出等について

Q3-1 地域で独自に作成した「個別避難計画」であっても、報酬は発生しますか。

福祉専門職による個別避難計画の作成対象となる方は、「要介護3以上又は障害支援区分4以上の方」としています。これらの方は、支援の程度が高く、災害時における実効性のある避難を確保するために、福祉専門職の方と連携した計画作成が必要な方です。

そのため、地域で独自に作成した場合、福祉専門職の方の知見の含まれない個別避難計画については、報酬の支払い対象とはなりませんが、福祉専門職の方の知見も加えて作成した場合は、居宅介護支援事業所及び指定特定相談支援事業所から京都市に提出していただくことで、提出された事業所等に報酬をお支払いします。

Q3-2

「個別避難計画」に備蓄物資等を盛り込んだ場合、個別避難計画が複数ページになります。京都市に全て提出する必要がありますか。

京都市に提出する「個別避難計画」は、記載する必要がある項目が確認できる範囲で提出してください。それ以外に係る全てのページを提出する必要はありません。

Q3-3

本人や避難支援者から関係団体への提供の同意が得られない場合でも、個別避難計画は有効となるのでしょうか。

有効な個別避難計画となります。その場合は、原本を京都市に郵送するにとどめ、関係団体との共有はしません。

Q3-4

個別避難計画の提出は、紙面でしょうか。それとも電子データでしょうか。

作成した個別避難については、紙ベースでの提出をお願いします。

Q3-5

個別避難計画の「更新」として認められるのは、どのような内容ですか。

報酬が発生する更新内容は、避難時の配慮に関する事項や避難場所、避難経路の情報等、更新内容が個別避難計画の重大な変更が生じるもののが対象となります。

単に氏名の記載誤りや、利用サービスの変更等は含みません。

Q3-6

計画の見直しは1年に1回程度の見直しのことですが、例えば、介護認定更新や区分変更など状態変化の場合に個別サービス計画を見直しますが、それと同時にすることは可能でしょうか。

更新を行う目的は、計画と実態の乖離を可能な限り防ぐことにあります。

そのため、概ね1年に1回程度の頻度での点検をお願いし、必要に応じて更新をお願いしたいと考えています。

計画作成対象者の心身の状態等に変化が無い場合であれば、1年に1回の更新を強制するものではありません。また、効率的に更新作業を行っていくために、介護認定の変更や区分変更に伴う個別サービス計画の見直しと併せて更新をすることとしても問題ありません。

Q3-7

転居に伴う個別避難計画の作成は、更新扱いとなるのでしょうか。転居前に作成されていたかどうかはどうやって確認するのでしょうか。

個別避難計画の作成対象者については、御自身の身体的な要件に加え、ハザード地域にお住まいかどうかといった地理的要件を勘案して作成します。

転居に伴い、その方が住まわれる地域が変わることから、ハザードの状況も変わりますが、既に計画を前住所地で作成している場合は、更新としております。しかし、転居先の地域がハザード地域でない場合は、計画作成の対象からは外れます。

転居された地域がハザード地域の場合は、御本人や御家族の方に、転居前に個別避難計画を作成していたかどうか、確認してください。

Q3-8

個別避難計画の保管期間の定めはありますか。例えば、亡くなったり、転居されたり。施設入所された場合はどうなるのでしょうか。

個別避難計画については、当該計画の内容が有効な間は保管してください。

対象者が施設入所や転居された場合について、同じ住所に再度戻って来られることも少なくないので、入所又は転居後1年間は保存してください。対象者がお亡くなりになった場合は、保管していただく必要ありません。

4 その他

Q4-1

「個別避難計画」について、示されている様式に記載の事項以外にも、充実しておくべき備蓄物資等も記載してもいいでしょうか。

「個別避難計画」に記載する必要がある項目は「2－（3）「個別避難計画」に記載する事項、様式」（P3参照）のとおりです。本人や御家族と個別避難計画を作成していくに当たり、例えば在宅避難の方が適切である場合など、備蓄の充実が必要な場合もあります。

その場合は、個別避難計画に充実させる備蓄物資を追記してください。様式の雛型を示しておりますが、記載が必要な項目が網羅されていれば、独自の様式でも問題ありません。

Q4-2

地域の取組として独自の様式で「個別避難計画」を作成していると聞きました。どうすればいいですか。

地域によっては、独自に個別避難計画の作成に取り組まれている場合があります。既に、同様の計画を作成されている場合は、本人の作成希望や、必要な支援の内容等に変更がない限り、重ねて作成する必要はありません。

Q4-3

対象者の方の自宅が立退き避難の区域にありますが、支援の程度が高く、とても災害時に避難所に連れていくことができません。

災害時の避難先の検討については、避難所だけでなく、本人と御家族と相談し、例えば、安全な場所にある親族宅や知人宅への避難も含めて検討してください。

Q4-4

「計画作成に向けた研修」の受講ができませんでした。研修の情報はどこで知ることができますか。

研修で説明した内容と同じ説明動画を本市のHPにアップしています。

Q4-5

「計画作成に向けた研修」を受講しなければ、個別避難計画の作成はできないのでしょうか。

研修では、個別避難計画の作成に関することや防災に関すること等、基本的な知識を得るために受講をお願いするものです。より実効性を高めるために必要な知識を学んでいただいた上で個別避難計画の作成をお願いしたいと考えています。研修内容と同様の情報について、本市HPに説明動画をアップしておりますので、御覧いただいた上で、個別避難計画の作成をお願いします。

Q4-6

避難場所として地域の指定避難所を想定しています。指定避難所には、要支援者の方が避難した際に必要となる備品等はあるのでしょうか。

地域の指定避難所は被災された不特定多数の方が共同生活等をされることを想定しており、一定の設備や物資の備えはありますが、被災された方それぞれのニーズに応じた設備や物資があるとは限りません。また、基本的には、地域の有志の方が協力して運営されるため、医療や介護等の専門的な知識や技術を持つ方がおられるとも限りません。

そのため、備蓄品の充実に加え、災害時に持ち出す品をあらかじめリュックに入れておく等、日頃から災害に備えるとともに、要配慮者の方が安心して生活等ができるよう、要支援者の方のことをよく知っている御家族等の介助者の方も一緒に避難する等といった個別避難計画の作成をお願いします。

Q4-7

個別避難計画は令和5年度から優先度の高い方から作成となっていますが、当該事業の最終的な終了期限はあるのでしょうか。

国において、計画作成の優先度が高いと市町村が判断する者については、法改正後概ね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされています。

本市においても、令和4年度から令和7年度にかけて、重点的に取り組むこととしていますが、支援が必要な、個別避難計画の作成対象となる方は、増えていく事が想定され、現時点の名簿登載者の方の個別避難計画の作成をもって、当該事業を終了することは考えておりません。

Q4-8

個別避難計画を作った後に、どういった活用が考えられますか。

作成後の個別避難計画を用いて、具体的に何かすることを強制するものではありませんが、個別避難計画を作成することにより、本人や家族等についても、災害時の避難を考えるきっかけとなります。また、実際に作成した「個別避難計画」のとおりの動きができるのか確認訓練等をしてみるといったことも考えられます。

Q4-9

個別避難計画の作成に同意を得られない方は災害時に不利益を被ることになるのでしょうか。

個別避難計画の作成対象者は、避難行動要支援者名簿に登載されている方のうち、身体的な要件、地理的な要件を勘案して作成対象としております。避難行動要支援者名簿については、災害発生時には、災害対策基本法に基づき、避難所運営協議会に貸出し、安否確認等に活用することとしており、個別避難計画の作成に同意を得られないからといって、災害時に不利益を被ることはありません。

しかし、一方で、災害時に迅速な避難支援を行うためには、平常時からの地域の方との顔の見える関係づくりや、災害時を想定した動き方の共有等が、非常に重要になりますので、可能な限り同意を得られるように、御協力願います。

(参考1) 災害対策基本法(抄)

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報をを利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(参考2) 京都市個別避難計画作成推進事業実施要綱等

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市と関係団体等との協働により、「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」に規定する避難行動要支援者の同意を得て、個別避難計画を作成し、避難支援者や関係団体等に提供して避難行動要支援者の情報を共有することによって、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図る「個別避難計画作成推進事業」(以下「事業」という。) の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の規定のとおりとする。

- (1) 避難行動要支援者 本市の区域内に居住する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するものとして、京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例施行規則第2条に定める者をいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援者 個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。
- (4) 個別避難計画 名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、避難行動要支援者のうち、次の各号のいずれにも該当する者又は、その他市長が特に必要と認めた者で、個別避難計画を作成することについて、同意を得た者とする。

- (1) 要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の規定に基づく要介護3以上の者又は、障害支援区分が、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の規定に基づく障害支援区分4以上の者。
- (2) 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域若しくは洪水浸水想定区域3メートル以上の区域に居住する者又は別に定める区域等に居住する者。

(個別避難計画の記載事項)

第4条 個別避難計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 年齢
- (4) 性別
- (5) 住所又は居所
- (6) 電話番号その他連絡先
- (7) 避難行動要支援者の状態
- (8) 緊急連絡先
- (9) 避難時の配慮に関する情報
- (10) 避難支援者の情報
- (11) 避難場所及び避難経路の情報
- (12) その他必要な事項

(実施体制)

第5条 この事業は、本市及び個別避難計画の作成に係る活動を行う福祉サービス事業者等（以下「計画作成団体」という。）が、対象者の自宅等を訪問し、実施するものとする。

2 本市における個別避難計画に係る事務は、行財政局、保健福祉局、区役所及び区役所支所並びに消防局が共同して行い、保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課が事務の統轄を行う。

（計画作成団体の範囲）

第6条 計画作成団体は、本市の市域内に主たる事業所を置くもので、次号のとおりとする。

- (1) 介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

（市長等の責務）

第7条 市長は、計画作成団体による事業の実施に対して必要な支援を行うものとする。

2 市長は、事業の円滑な実施のために関係機関等との連絡調整を行うものとする。

3 市長及び消防局長は、個別避難計画に記載された個人情報及び対象者の支援上知り得た個人情報について、第15条の規定により必要と認められる者に個別避難計画を提供する場合を除き、他に漏らしてはならない。

4 市長及び消防局長は、個別避難計画を紛失しないよう厳重に取り扱うとともに、その記載情報が対象者の支援に関係のない者に知られないよう適正に管理するため、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる名簿情報の管理責任者を置く。

- (1) 行財政局 防災危機管理室 地域防災推進課長
- (2) 保健福祉局 保健福祉総務課長
- (3) 区役所 総務・防災課長及び健康長寿推進課長
- (4) 区役所・支所 総務・防災課長及び健康長寿推進課長
- (5) 消防局 予防課長
- (6) 消防署 消防署長
- (7) 消防分署 消防分署長

（計画作成団体の責務）

第8条 計画作成団体が、個別避難計画を作成しようとするときは、自らが把握している対象者の情報に基づき、対象者の自宅等を訪問し、本人又は家族等に事業の趣旨及び目的を説明し、「個別避難計画作成等の意向確認書（第1号様式）」を用いて、対象者本人（対象者の意思表示が困難な場合はその家族等）から個別避難計画を作成することの同意を得なければならない。

2 個別避難計画は、対象者の自宅への訪問等により、本人又は家族等から直接必要事項について聴取し、本人又は家族等の意向を反映させたものでなければならない。

（対象者以外の避難行動要支援者）

第9条 市長は、第3条に規定する対象者以外の避難行動要支援者について、当該本人、その家族等に対して個別避難計画の作成の趣旨を周知し、作成を勧奨するものとする。

（個別避難計画の提出）

第10条 計画作成団体は、作成後速やかに計画の原本を市長へ提出し、副本を本人又は家族等、避難支援者及び緊急連絡先並びに介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター又は京都市障害者地域生活支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児とその家族等の地域生活を総合的に支援することを目的とした事業を実施するために設置した機関をいう。）（以下、「関係団体」という）へ交付するものとする。ただし、関係団体への交付にあたっては、個別避難計画を提供することを、対象者本人（対象者の意思表示が困難な場合はその家族等）、避難支援者及び緊急連絡先から同意を得なければならない。

2 市長は、提出された個別避難計画の内容を確認し、補正すべき点等があった場合は、計

画作成団体へその旨を通知し、再提出させるものとする。

(個別避難計画の管理等)

第11条 前条の規定により提出された個別避難計画の原本は市長が保管し、副本は本人又は家族等、避難支援者、緊急連絡先及び関係団体が保管し、計画作成団体が個別避難計画を作成したときは計画作成団体においても副本を保管するものとする。

2 本人又は家族等、避難支援者、緊急連絡先、関係団体及び計画作成団体は、個別避難計画の副本を適切かつ厳重に管理し、当該副本を紛失したときは速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(個別避難計画の更新等)

第12条 計画作成団体は、個別避難計画の記載内容について、更新しなければならない状況が対象者に発生したことを知ったときは、速やかに個別避難計画の記載内容を更新し、原本を市長へ提出し、その副本を本人又は家族等、避難支援者、緊急連絡先及び関係団体に交付するものとする。

2 本人又は家族等、避難支援者、緊急連絡先、関係団体及び計画作成団体は、前項の規定による更新前の副本について、記載内容が他に漏れることのないよう、適切に廃棄するものとする。

(経費の支払い)

第13条 市長は、計画作成団体に対し、第8条の規定に基づく個別避難計画の作成に要した経費として、個別避難計画の作成1件につき7,000円を支払うものとする。なお、既に作成した個別避難計画の内容について更新した場合においては、個別避難計画の更新1件につき3,500円を支払うものとする。

2 前項の規定に基づく個別避難計画の作成に要した経費の支払いは、計画作成団体が「個別避難計画作成経費請求書（第2号様式）」を市長に提出することにより請求するものとし、市長はこれを確認のうえ、遅滞なく当該計画作成団体に支払うものとする。

(秘密の保持等)

第14条 計画作成団体及び個別避難計画の提供を受けた者は、事業実施により知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

2 計画作成団体は、個別避難計画の記載事項をこの事業の目的以外に使用してはならない。

3 市長は、計画作成団体がこの要綱に違反したときは、提供を受けた個別避難計画を直ちに返却するよう求めることができる。

(災害発生時の個別避難計画の提供)

第15条 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所が開設されたときは、住民の共助による避難行動要支援者の避難支援等に活用できるよう、災害対策基本法第49条の15第3項の規定に基づき、必要と認められる者に個別避難計画を提供することができる。

2 市長は、前項の規定により個別避難計画を提供するときは、提供した個別避難計画を紛失しないこと、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは個別避難計画を返却すること、安否の確認等の活動により知り得た個人情報を他に漏らさないこと等の避難行動要支援者の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 市長は、第1項による個別避難計画を活用した避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは、個別避難計画を提供した者に活動結果の報告を求めるとともに、個別避難計画を回収するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱において別に定めることされている事項及び事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

京都市個別避難計画作成推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市個別避難計画作成推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個別避難計画を作成する対象者)

第2条 要綱第3条第2号に規定する別に定める区域等に居住する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に居住する者
- (2) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に居住する者のうち、木造の建物に居住する者
- (3) 洪水浸水想定区域0.5メートル以上3メートル未満の区域に居住する者のうち、1階に居住する者

第3条 要綱第13条に規定する既に作成した個別避難計画の内容について更新した場合は、更新した内容が次の各号に掲げる事項の変更に及び、かつ市長が適当と認めるものとする。

- (1) 要綱第4条第8号に規定する緊急連絡先
- (2) 要綱第4条第9号に規定する避難時の配慮に関する情報
- (3) 要綱第4条第10号に規定する避難支援者情報
- (4) 要綱第4条第11号に規定する避難場所及び避難経路の情報

附則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

(参考3) 個別避難計画の作成に関する事前説明について

令和 年 月 日

個別避難計画の作成に関する事前説明について

「個別避難計画」の作成は京都市が実施するもので、避難支援の実効性を高めるために作成します。居宅介護支援事業所及び相談支援事業所は京都市からの協力依頼を受けて、計画作成のお手伝いを行います。

チェックボックス	項目
<input type="checkbox"/>	「個別避難計画」とは、「洪水（大雨）や大地震という災害が発生した時に、本人又は家族等が慌てずに避難していただくため、 <u>あらかじめ避難の仕方を決めて、それを「個別避難計画」の中に記載することにより、御本人や御家族等を含めた防災意識、対応力を高めていただき、いざと言う時のために備えていただくものです。</u>
<input type="checkbox"/>	「個別避難計画」は、御本人、御家族の計画作成への同意をいただければ、福祉事業所が御本人、御家族と相談しながら一緒に作成します。 (任意で作成するものです)
<input type="checkbox"/>	作成した「個別避難計画」については、京都市に提出します。 また、計画の共有に <u>同意をいただければ</u> 、御本人や御家族の他、緊急連絡先、避難支援者、計画作成を行う居宅介護事業所又は指定特定相談支援事業所等の関係者等、 <u>必要最小限の範囲で「個別避難計画」の共有を行います。</u>
<input type="checkbox"/>	災害時に避難の支援をいただく、「避難支援者」となる方を決め、記載しますが、この「 <u>避難支援者</u> 」については、 <u>災害発生時または、その恐れが生じた場合、避難支援者自身やその方の御家族の安全を確保した上で、支援をすることになります。</u>
<input type="checkbox"/>	災害時は、 <u>避難支援者が不在であったり、避難支援者自身も被災することが想定されます。</u> <u>万一、計画どおりに避難支援できなくても、避難支援者の方は、責任や義務を負うものではなく、支援が得られない場合もありますので、あらかじめご了承ください。協力関係を相互に十分理解した上で、地域における重層的な支援となるよう計画することが大切となります。</u>
<input type="checkbox"/>	実際に災害が発生した（しそうな）場合、作成した計画に従って、御本人や御家族の判断で避難行動を開始してください。
<input type="checkbox"/>	災害時の声掛けなど、迅速な避難に繋げるためには、何よりも <u>平常時からの関係づくりが重要になります。</u> そのため、御自身や御家族においても、個別避難計画の作成だけでなく、積極的に地域との関係づくりに努めていただくことが大切です。

事業所名 _____

氏 名 _____

(参考4) 個別避難計画作成等の意向確認書

(第1号様式)

個別避難計画作成等の意向確認書

京都市長 宛

個別避難計画とは、災害がおこったときに円滑に行動ができるよう、支援をしてくれる人や避難経路などをあらかじめまとめた個人の計画です。

個別避難計画の作成にあたっては、避難支援者の候補者や計画を作成する居宅介護支援事業所又は指定特定相談支援事業所などの関係者と、必要な限度であなたの個人情報を共有します。

作成した個別避難計画は、①平常時は避難支援者や地域包括支援センター又は京都市障害者地域生活支援センターに、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、安否の確認や避難の支援に活用するために必要と認められる住民へ提供することがあります（ただし、平常時からの提供については避難行動要支援者及び避難支援者の同意がなければ提供されません。）。

以上のことと承知し、

1 個別避難計画を作成・更新することに

- 同意します。
 同意しません。

〔よろしければ、不同意の理由を御記載ください。〕

2 平常時から個別避難計画の情報を、以下の関係者に提供します。

- 避難支援者
 緊急連絡先
 地域包括支援センター又は京都市障害者地域生活支援センター

年 月 日

【本人署名】

氏名 _____

※本人が自筆できない場合や同意についての判断が困難な場合は代理の方の署名をお願いします。

【代理署名】

代理者氏名 _____ 本人との関係（_____）

代理者住所 _____

代理者電話番号 _____

(参考5) 備蓄品・災害時持ち出し品リスト

備蓄品・災害時持ち出し品リスト

○ 記載内容はあくまで一例です。自分が必要な備蓄品や災害時に持ち出す物をあらかじめ考え、備えておきましょう。

備蓄品リスト(一般)	<input type="checkbox"/> 飲料水 調理等に使用する分を含めて1人1日3リットルあれば安心です。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 主食 お米やパン、カップ麺等	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 主菜 レトルト食品や缶詰等	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 副菜 梅干し、のり、日持ちする果物等	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他(菓子類) チョコレートやビスケット、飴等	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 常用薬	<input type="checkbox"/>
備蓄品リスト(個別)	<input type="checkbox"/> 栄養補助食品	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 発電機	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※食料品は最低でも3日分、できれば1週間分程度を備蓄しましょう。

※ローリングストック法を推奨しています。

(日頃から、食べているものを少し多めに購入し、食べた分を補充しながら日常的に備蓄する方法です。)

災害時持ち出し品リスト	<input type="checkbox"/> 食料品 (　　日分)	<input type="checkbox"/> たん吸引機	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー
	<input type="checkbox"/> 長期保存食料(カンパン等)	<input type="checkbox"/> 予備の吸引用チューブ	<input type="checkbox"/> 毛布やブランケット
	<input type="checkbox"/> 衣類・下着	<input type="checkbox"/> 紙おむつ	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 常備薬(鎮痛薬、軟膏等)	<input type="checkbox"/> 尿取りパッド	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> アルコール綿	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 電池(1箱)	<input type="checkbox"/> ウエットタオル	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 延長コード	<input type="checkbox"/> ドライシャンプー	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 携帯電話用充電器	<input type="checkbox"/> 口腔ケア用品	<input type="checkbox"/>

※あわてず持ち出せるように、あらかじめリュック等にまとめておきましょう。

(参考6) 令和4年度先行実施地域等

○高齢の方

各区役所・支所で1包括の圏域を単位として地域を設定し、要介護5の方を対象とします。

行政区	包括名	対象学区
北区	原谷	小野郷、中川、鷹峯、金閣、衣笠、大将軍
上京区	小川	待賢、小川、中立、滋野、京極、春日
左京区	大原	久多、大原、八瀬、上高野、松ヶ崎
中京区	御池	銅駄、立誠、富有、柳池、生祥、竹間、初音、日彰、梅屋、龍池、明倫
東山区	洛東	今熊野、一橋、月輪
山科区	日ノ岡	陵ヶ岡、鏡山
下京区	下京中部	格致、醒泉、植柳、安寧、梅逕
南区	唐橋	南大内、唐橋、祥豊、吉祥院
右京区	嵯峨	水尾、宕陰、嵯峨、広沢
西京区	西京北部	嵐山東、松尾、松陽
洛西支所	沓掛	桂坂、大枝、新林、福西
伏見区	下鳥羽	下鳥羽、板橋、南浜
深草支所	深草南部	藤ノ森、藤城
醍醐支所	醍醐南部	小栗栖、小栗栖宮山、石田、春日野、日野

○障害をお持ちの方

障害者地域生活支援センターと関わりのある障害支援区分4以上の方を対象とします。

本手引に関するお問い合わせ先

京都市 保健福祉局 保健福祉部 保健福祉総務課

電話：075-222-3366 FAX：075-222-3386

※本市の防災に関する取組については、行財政局防災危機管理室又は各区役所・支所（地域力推進室 総務・防災担当）にお問い合わせください。

※災害時における地域の集合場所については、各消防署・消防分署にお問い合わせください。



発行／京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
令和4年7月発行
京都市印刷物 第043077号